

山形県屋外広告物条例の 規制の概況について

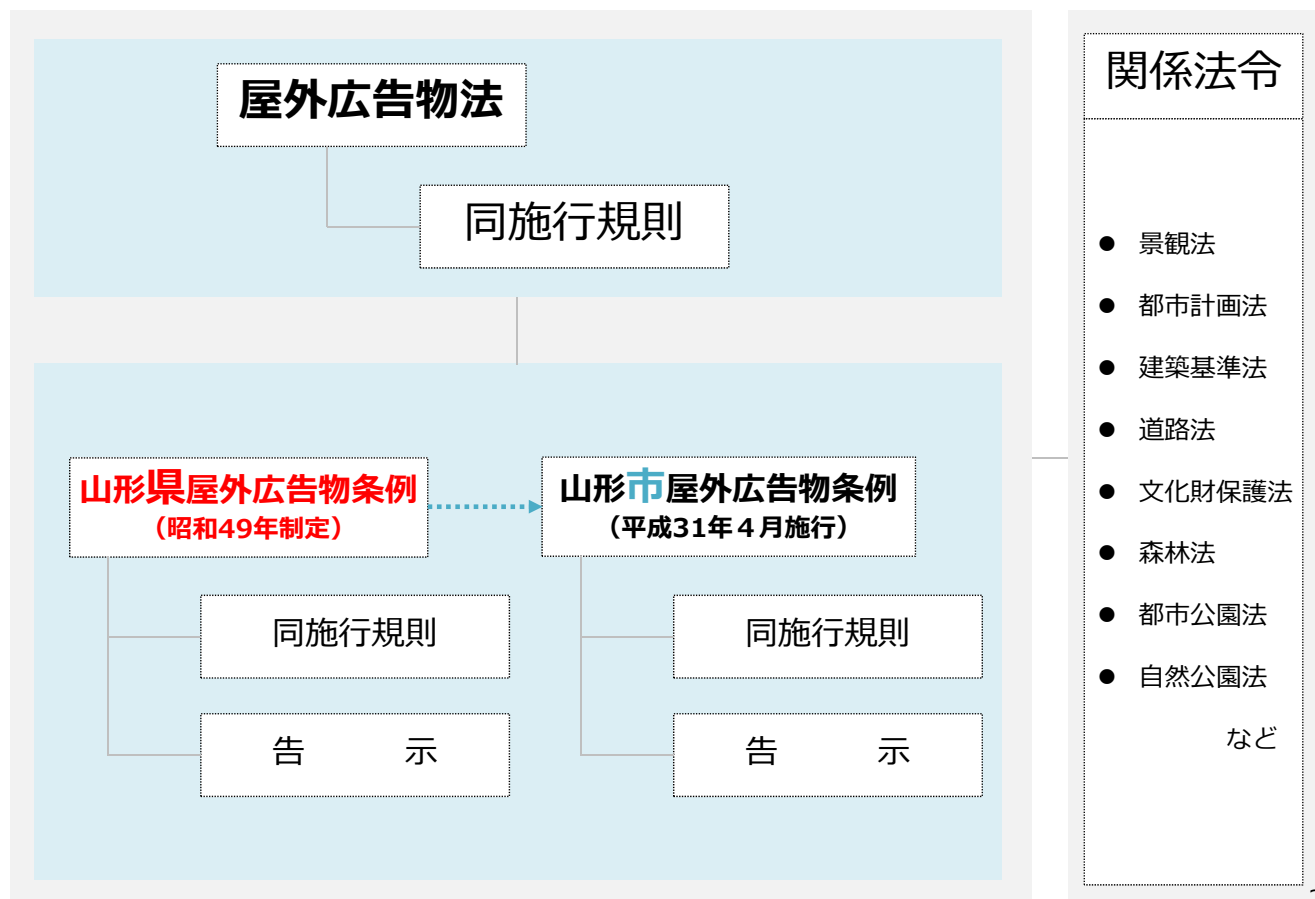
令和7年2月5日

山形県 県土整備部 県土利用政策課

Contents

01	山形県屋外広告物条例の概要	1
02	屋外広告物の許可件数	3 0
03	屋外広告物の条例違反件数	3 2
04	近年の課題	3 4





屋外広告物法・山形県屋外広告物条例の目的



↑↑↑のために

屋外広告物の表示・設置、維持管理及び屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする

※ ただし、広告の内容についてまでは規制ができない

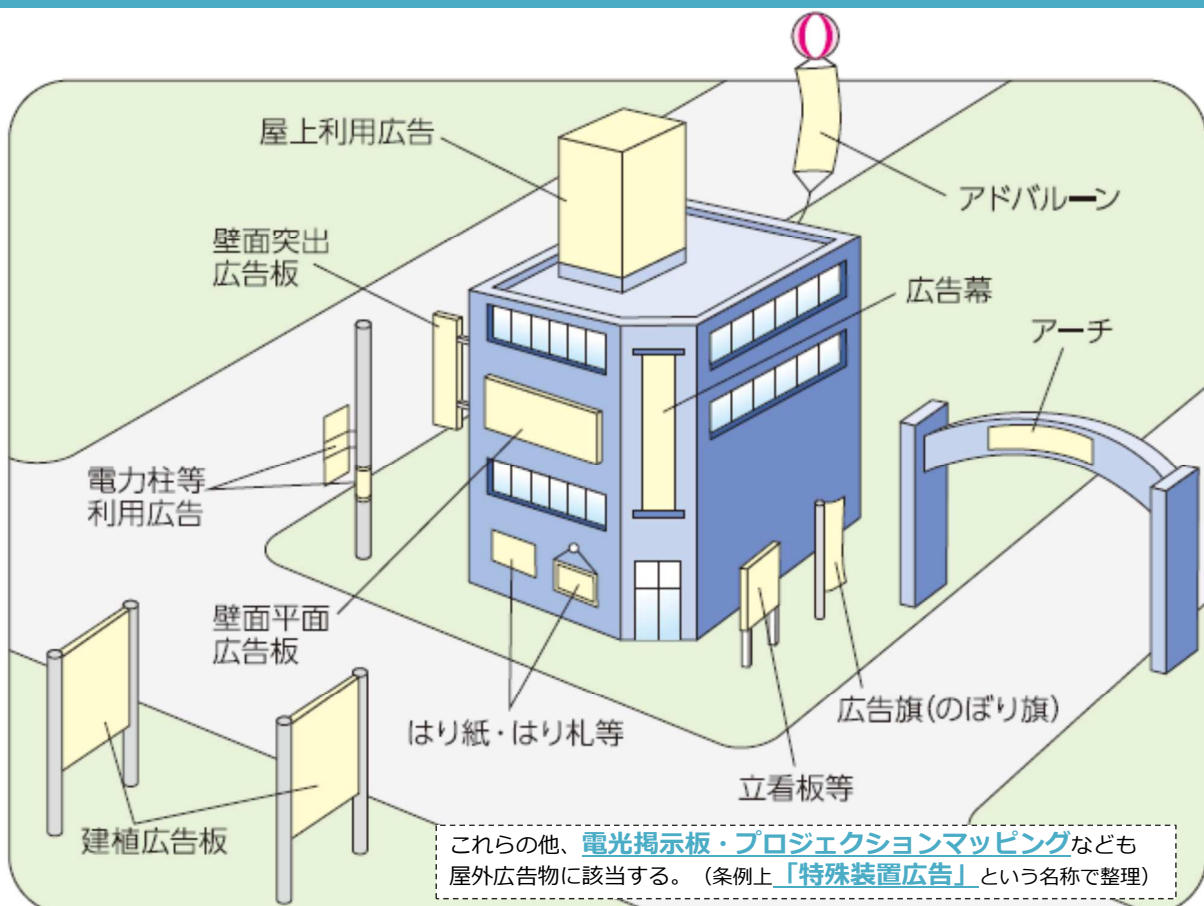
（例）風営法の規定に違反する広告内容の場合、同法に基づき警察が対応する

- 屋外広告物の**種類**を定めている
- 屋外広告物の表示・設置に係る**地域等の規制**を定めている
 - ① 地域による規制（**特別規制地域**、**普通規制地域**）
 - ② 禁止物件
 - ③ 禁止広告物
- **特別規制地域**は原則、屋外広告物の**表示・設置が禁止**
- **普通規制地域**は原則、**許可申請または届出が必要**
- 屋外広告物の**設置基準**（地域別・種類別にサイズ等）を定めている
- 「**適用除外**」の規定に該当すれば、**表示・設置が可能**
- **新たに規制地域になる**場合がある。その場合、**5年間 の経過措置（猶予期間）**を設け、広告主に改修・撤去を依頼
- 条例に違反すると「**許可の取り消し**」、「**罰金**」などが科される

4

屋外広告物の種類（主なもの）

山形県屋外広告物
条例の概要



5

屋外広告物の規制①

地域による規制

6

地域による規制

山形県屋外広告物
条例の概要

地域区分	条例条文	規制内容
特別 規制地域 ・ 第 1 種 ・ 第 2 種	第2条第1項	原則 、屋外広告物を 表示 し、または掲出物件を 設置することはできない
普通 規制地域 ・ 第 1 種 ・ 第 2 種 ・ 第 3 種	第3条	原則 、屋外広告物を表示 し、または掲出物件を設 置するときは、 知事の許 可または届出が必要

規制**緩やか**

規制**厳しい**

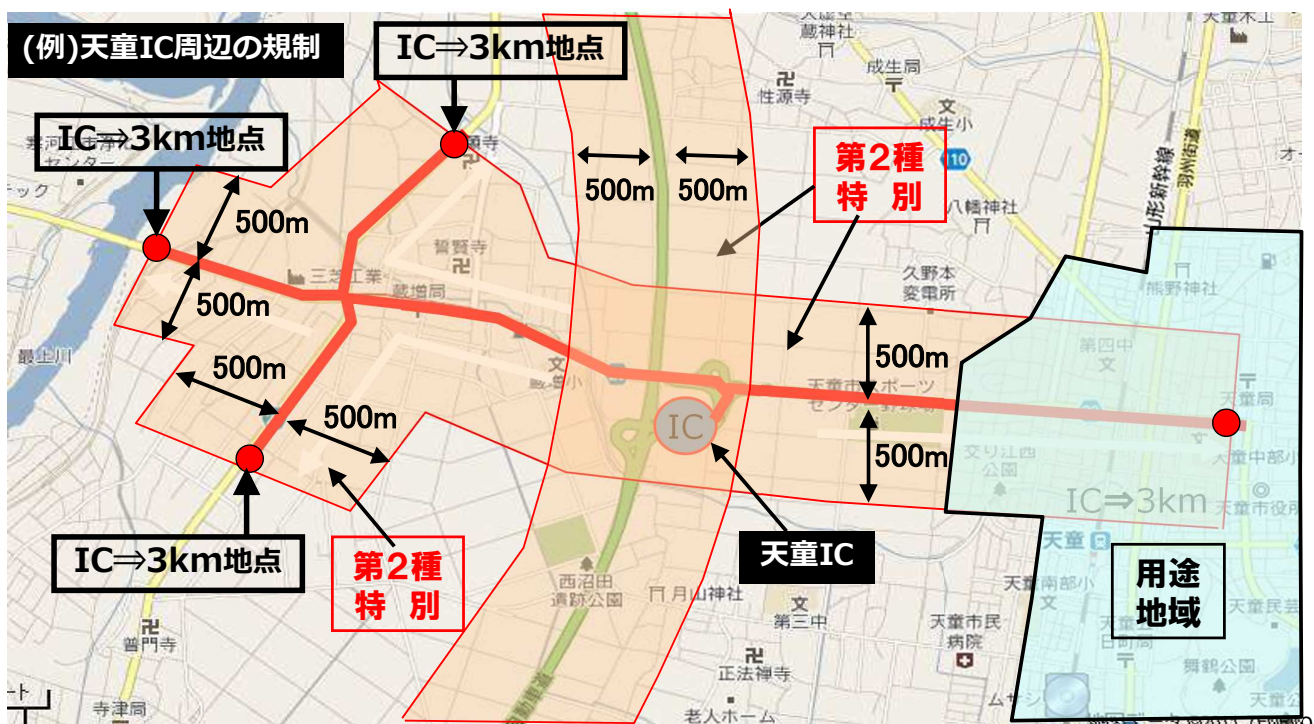


7

リンク

山形県屋外広告物
条例の概要

第2種特別規制地域 に該当する地域のうち
インターチェンジ（一部のICを除く）から3 km以内の
 ● 一般国道・県道の**県内全線** ● その**両側500m以内の地域**



屋外広告物の規制②

禁止物件

10

禁止物件

山形県屋外広告物
条例の概要

次に掲げる物件（以下「**禁止物件**」という。）に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない

条例条文	内容
第1号	橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、よう壁
第2号	街路樹、路傍樹、保存樹、保存樹林、石垣
第3号	銅像、神仏像、記念碑
第4号	景観重要建造物、景観重要樹木
第5号	送電塔、送受信塔
第6号	道路標識、信号機、歩道柵、駒止、里程標、ガードレール、防雪施設、防砂施設、カーブミラー
第7号	消火栓、火災報知機、火の見やぐら
第8号	郵便ポスト 、電話ボックス、路上変電塔
第9号	煙突、ガスタンク、水道タンク
第10号	前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観又は風致を維持するために必要と認めて指定する物件

11

屋外広告物の規制③

禁止広告物

12

禁止広告物

山形県屋外広告物
条例の概要

次に掲げる広告物又は掲出物件は、これを表示し、又は設置してはならない。



条例条文	内容
第1号	著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
第2号	使用材料が著しく破損し、又は老朽したもの
第3号	倒壊又は落下のおそれのあるもの
第4号	信号機又は道路標識等と混同されるおそれのあるもの又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
第5号	道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

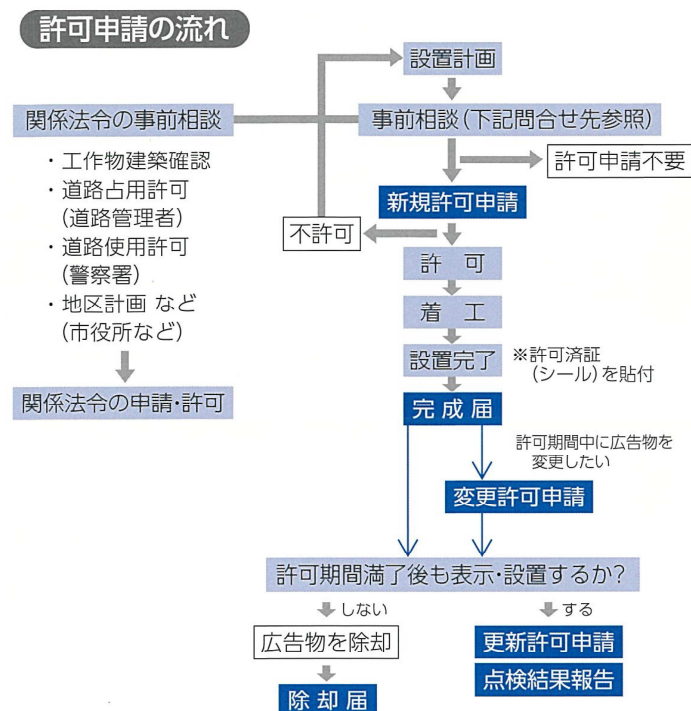
13

屋外広告物の 許可申請

14

許可申請の流れ・必要な書類

山形県屋外広告物
条例の概要



「各種申請書の様式」「屋外広告物のしおり」「屋外広告物の設置に係る取扱指針」は、山形県ホームページからダウンロードできます。

新規許可申請に必要な書類

- ① 許可申請書 2 部
- ② 申請手数料 (山形県証紙を申請書 1 部に貼付※)
- ③ **表示場所等の使用権を証する書類**
(例：土地所有者の承諾書、道路占用許可書など)
- ④ 広告物の設計図面
- ⑤ 付近の見取図
- ⑥ **高さ 4 m を超える工作物については、建築確認済証の写し**

完成届に必要な書類

- ① 工事完成届 1 部
- ② 建築確認完了検査済証の写し (高さ 4 m 超の広告物)

変更許可申請に必要な書類

- ① 変更許可申請書 2 部
- ② 申請手数料 (山形県証紙を申請書 1 部に貼付※)
- ③ 形状等及び表示の方法の仕様書並びに図面

更新許可申請に必要な書類

- ① 更新許可申請書 2 部
- ② 申請手数料 (山形県証紙を申請書 1 部に貼付※)
- ③ **表示場所等の使用権を証する書類**
(例：土地所有者の承諾書、道路占用許可書など)
- ④ その他必要な書類

点検結果報告に必要な書類

- ① 安全点検結果報告書 1 部
- ② 点検の状況を明らかにしたカラー写真
- ③ 点検する資格を有することを証する書類の写し

除却届に必要な書類

- ① 除却届 1 部

15

申請手数料

※手数料相当額の山形県証紙を申請書に貼付してください。(山形県証紙は、各総合支庁、警察署、県庁の売店などでお買い求めいただけます。)

※酒田市への許可申請(新規・更新)に際しては申請手数料の納付は「山形県証紙」ではなく、酒田市が発行する納入通知書によります。許可申請時に領収証書を添付してください。

広告板、広告塔その他 これらに類するもの	1㎡以下のもの1個につき	590円	はり紙	50枚につき	260円
	1㎡を超え5㎡以下のもの1個につき	1,280円	はり札等	1枚につき	90円
	5㎡を超え10㎡以下のもの1個につき	1,790円	立看板等	1枚につき	420円
	10㎡を超え20㎡以下のもの1個につき	3,100円	電力柱等利用広告	1個につき	430円
	20㎡を超え30㎡以下のもの1個につき	4,520円	広告幕	1枚につき	540円
	30㎡を超えるもの1個につき 4,520円に、超過5㎡までごとに710円を加算した額		広告旗	1個につき	500円
			アドバルーン	1個につき	2,480円
			アーチ	1基につき	3,300円

特殊装置広告の手数料は上記の額の1.5倍となります。

各種問合せ先

■許可申請窓口・具体的な規制地域や設置基準に関するお問い合わせ先 ※()内は所管する市町村

村山総合支庁 建設総務課 行政係 (上山市、天童市、山辺町、中山町)	〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68	TEL.023-621-8188 FAX.023-621-8281
村山総合支庁 西村山建設総務課 行政係 (寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町)	〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355	TEL.0237-86-8377 FAX.0237-86-0724
村山総合支庁 北村山建設総務課 行政係 (村山市、東根市、尾花沢市、大石町)	〒995-0024 村山市榎岡笹田四丁目5-1	TEL.0237-47-8655 FAX.0237-55-3244
最上総合支庁 建設総務課 行政係 (新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村)	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	TEL.0233-29-1377 FAX.0233-23-2941
置賜総合支庁 建設総務課 行政係 (米沢市、南陽市、高畠町、川西町)	〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50	TEL.0238-26-6069 FAX.0238-24-4585
置賜総合支庁 西置賜建設総務課 行政係 (長井市、小国町、白鷹町、飯豊町)	〒993-8501 長井市高野町二丁目3-1	TEL.0238-88-8223 FAX.0238-88-2168
庄内総合支庁 建設総務課 行政係 (鶴岡市、三川町、庄内町、遊佐町)	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	TEL.0235-66-5586 FAX.0235-66-4620
酒田市 都市デザイン課 都市計画係 (酒田市)	〒998-8540 酒田市本町二丁目2-45	TEL.0234-26-5746 FAX.0234-26-6482

※平成31年4月1日より山形市中核市移行に伴い、山形市内に設置する屋外広告物の許可等については山形市が窓口となります。

■屋外広告業に関するお問い合わせ先

令和2年10月作成

山形県 県土整備部 県土利用政策課 景観・地域づくり担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL.023-630-2660 FAX.023-630-2582

やまがたの屋外広告物  で検索



屋外広告物の 設置基準・許可期間

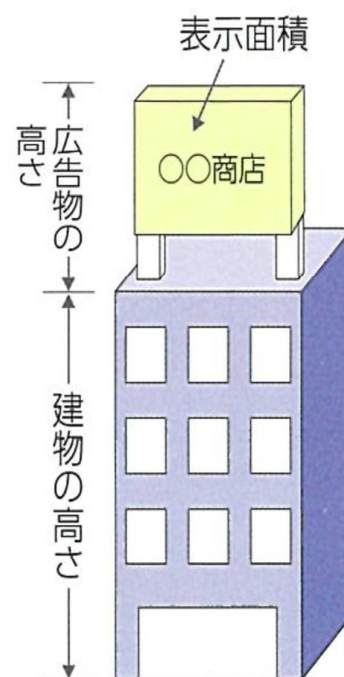
18

例一屋外利用広告板(塔)の設置基準・許可期間

山形県屋外広告物
条例の概要

屋上利用広告板(塔)

	建物の最大壁面積を 1としたときの一面 の表示面積の割合	建物の合計壁面積を 1としたときの合計 表示面積の割合
普通3種	3分の1以下	3分の1以下
普通2種	4分の1以下	4分の1以下
普通1種	5分の1以下	5分の1以下
特別2種	設置できません	
特別1種	設置できません	



屋上利用広告のその他の設置基準

- ① 広告物の高さが20m以下で、建物の高さの2分の1以下
- ② 建物の端からはみ出してはいけません

許可期間
3年以内

19

規制の 適用除外 (規制の対象外)

屋外広告物の規制の適用除外（規制の対象外）①

- **特別規制地域**でも表示・設置ができる
- 電力柱などにはり紙、はり札、立看板を設置できる
- **普通規制地域**でも許可申請または届出の提出が不要

いずれも、一定の要件
(下表参照)を満たす
場合に限る

な旨を規定

条例 第9条第1項	内容
第1号	法令の規定により表示し、又は設置するもの
第2号	国等又は政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を経た政治団体が表示し、又は設置するもので規則で定めるもの
第3号	公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法律による選挙運動のために表示し、又は設置するもの
第4号	自己の氏名、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもので規則で定めるもの 自家広告物 （敷地外に突出しないもの）
第5号	一時的又は仮設的なもので規則で定めるもの

屋外広告物の規制の適用除外（規制の対象外）②

山形県屋外広告物
条例の概要

一定の要件（下表参照）を満たせば、**特別規制地域**、**普通規制地域**、**禁止物件**でも表示・設置が可能な旨を規定

条例 第9条第2項	内容
—	自己の管理する物件（土地を除く。）に管理上の必要に基づき、 表示・設置するもの 管理用広告物

一定の要件（下表参照）を満たせば、**特別規制地域**、**普通規制地域**でも表示・設置が可能な旨を規定

条例 第9条第3項	管理用広告物	内容
第1号	←	自己の管理する土地に管理上の必要に基づき表示・設置するもの
第2号		講演会、展覧会、音楽会その他催し物のためその会場の敷地内に 表示・設置するもの
第3号		人、動物又は車両、船舶等に表示するもの
第4号		地方公共団体が設置する掲示板に表示するもの

22

屋外広告物の規制の適用除外（規制の対象外）③

山形県屋外広告物
条例の概要

案内広告物

一定の要件（下表参照）を満たせば、**特別規制地域**でも、**特定の施設の位置・所在地を案内することを目的とする道標・案内図板・入口標識**などは表示・設置可能な旨を規定

条件	内容
①	適用除外基準に該当すること
②	特定の施設の位置又は所在地を案内するために必要な ・施設名 ・施設の位置 ・方向 ・施設までの距離 のみを表示するもので、 当該施設から5キロメートル以内に表示・設置されるもの
③	数は3を限度とすること

23

新たに規制地域 になった場合の 特例

24

新たに規制地域になった場合の特例

山形県屋外広告物
条例の概要

新たに高速道路が開通されたこと等により、現在に比べて規制のレベルが高い規制地域（例：普通 1 → 特別 2）に変更となった場合又は新たに禁止物件になった場合の、既に適法に表示・設置されていた広告物の取扱いについて規定

通称「既存不適格」という

5 年間は、既存の状態で表示・設置をし続けることができる

普通規制地域 . . . 5 年以内に当該地域の設置基準に適合するよう改修等を行わなければならない

特別規制地域 . . . 5 年以内に除却（撤去）しなければならない

禁 止 物 件 . . . 5 年以内に除却（撤去）しなければならない

25

屋外広告物の 安全点検

26

屋外広告物の安全点検

山形県屋外広告物
条例の概要

有資格者による屋外広告物の**安全点検義務**、**点検結果の知事への報告義務**を規定（H30.10～）

対象となる屋外広告物

県内全域（規制地域に該当するか否かを問わない）の右記の広告物	建植広告	屋上利用広告
	壁面利用広告	電柱等利用広告（袖看板）

知事への点検結果の報告

広告物の[更新許可申請時](#)に、申請前3か月以内に行った点検の結果を報告（提出）しなければならない。

27

条例に違反した場合の 罰則等

28

条例に違反した場合の罰則等

山形県屋外広告物
条例の概要

①屋外広告物の表示・設置、②屋外広告業について、条例に違反している場合の罰則を規定

屋外広告物の表示・設置に係る違反

許可の取り消し	簡易除却	措置命令
	除却命令	行政代執行

屋外広告業に係る違反

知事の登録を受けずに、屋外広告業を営んだ場合	など
業務主任者を選任しなかった場合	

罰則等

1年以下の懲役、罰金50万円などが科される

29

Contents

01	山形県屋外広告物条例の概要	1
02	屋外広告物の許可件数	30
03	屋外広告物の条例違反件数	32
04	近年の課題	34



屋外広告物の許可件数

屋外広告物の許可件数

- R5年度年間の許可件数は下表のとおり
- 県条例が適用される屋外広告物の許可件数計は**1,325件（うち新規318件）**
- 種類別では「**建植広告**」が最多。「**電柱等利用広告**」、「**壁面利用広告**」と続く

最多 3 2

条例区分	No.	所属区分	広告区分	計算	建植広告		壁面利用広告		屋上利用広告		電柱等利用広告		その他		合計	
					許可件数	うち新規	許可件数	うち新規	許可件数	うち新規	許可件数	うち新規	許可件数	うち新規	許可件数	うち新規
県条例	①	山形県	普通広告	－	561	169	165	38	2	1	294	51	107	31	1,129	290
	②		特装置広告	－	30	2	26	2	15	0	0	0			71	4
	③		小計	①+②	591	171	191	40	17	1	294	51	107	31	1,200	294
	④	酒田市	普通広告	－	56	17	14	3	0	0	49	1	0	0	119	21
	⑤		特装置広告	－	3	2	3	1	0	0	0	0			6	3
	⑥		小計	④+⑤	59	19	17	4	0	0	49	1	0	0	125	24
	⑦	山形県	普通広告	①+④	617	186	179	41	2	1	343	52	107	31	1,248	311
	⑧	+	特装置広告	②+⑤	33	4	29	3	15	0	0	0			77	7
	⑨	酒田市	合計	⑦+⑧	650	190	208	44	17	1	343	52	107	31	1,325	318

Contents

01	山形県屋外広告物条例の概要	1
02	屋外広告物の許可件数	30
03	屋外広告物の条例違反件数	32
04	近年の課題	34



屋外広告物の条例違反件数

屋外広告物の
条例違反件数

- **R6.3.31時点（R5年度末）の条例違反件数**は下表のとおり
- **県条例**が適用される違反広告物のうち、**是正されていない広告物は482件**
- **設置（発見）時点**から違反している広告物の**是正率は77.0%**。一方「**既存不適格**」の広告物の**是正率は31.7%**と低い状況

条例区分	No.	所属区分	設置（発見）時点から違反				既存不適格				合計			
			違反件数	是正件数	未是正件数	是正率	違反件数	是正件数	未是正件数	是正率	違反件数	是正件数	未是正件数	是正率
県条例	①	山形県	1,638	1,262	376	77.0%	104	33	71	31.7%	1,742	1,295	447	74.3%
	②	酒田市	147	112	35	76.2%	0	0	0	—	147	112	35	76.2%
	③	計	1,785	1,374	411	77.0%	104	33	71	31.7%	1,889	1,407	482	74.5%

※ 統計が残る平成11年度以降の件数

Contents

01	山形県屋外広告物条例の概要	1
02	屋外広告物の許可件数	3 0
03	屋外広告物の条例違反件数	3 2
04	近年の課題	3 4



禁止物件である「郵便ポスト」に係る照会について

近年の課題

（現行条例の規定）

- **郵便ポストは禁止物件**の一つであり、**原則、広告物を表示できない**
- **管理用広告物に該当する場合（適用除外）のみ、表示することができる**

（本規定の趣旨）

- 禁止物件に広告物が無秩序に表示されているのは、**良好な景観や風致の維持の観点から好ましくない**（国が策定している「屋外広告物条例ガイドライン」より抜粋）

郵便局からの照会案件（いずれも管理用広告物に該当しない為、表示不可と回答）

案件	内容
①	観光客等がまちなかを周遊できるように、観光スポットの場所等の内容をリンク先にしたQRコードを郵便ポストに貼付してよいか（山形市内）
②	在住している外国人に対して、災害時の避難経路を示す内容をリンク先にしたQRコードを郵便ポストに貼付してよいか（米沢市内）
③	クリスマスをイメージするイラスト（サンタクロース、トナカイ、クリスマスツリーなど）を郵便ポストに貼付してよいか

※ QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です

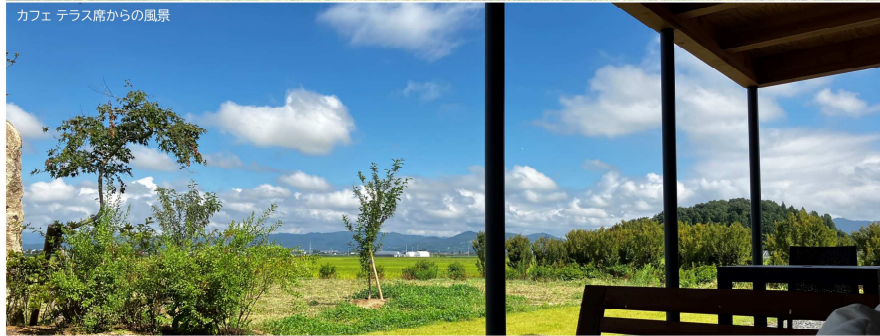
課題等

- 条例は昭和49年制定。書面で遡れた平成8年時点の条例において、本規定は既にあり
- 郵政民営化（日本郵政公社 ⇒ 株式会社に移行）はH19年。それから20年弱が経過
- この間、デジタル技術等を始め、めざましく社会が発展し、条例制定当初の主旨と乖離している現状があるのではないかな？
- インバウンドが過去最大となっている中、全ての人が快適に旅行できる環境の整備、より魅力的なまちづくり等のために、規制緩和という視点もあると思うがいかがかな？

最後に…良好な景観の形成（R6年度 やまがた広告景観コンテスト受賞作品）



カフェ テラス席からの風景



作品名

ココ・デ・カシェット イズミヤ

受賞者(物件所有者)

株式会社菓子工房COCOイズミヤ 殿

設計・デザイン

株式会社アーキテクチュアランドスケープ 殿

物件所在地

高畠町亀岡4676

施工者

有限会社中村建築 殿

【コンセプト・選考理由】

- 創業100周年を迎えた老舗菓子店が、移転・リニューアルオープンした店舗の看板で、店名を配した看板は、建物と同素材で造られ、建物と一体となって周囲の景観と調和しながら、さり気なく存在感を放っている。
- 店舗移転に伴う敷地選定の理由の一つであったという、建物周囲に広がる「通るものがない広大な高畠の美しい風景を見られること」という条件を達成しながら一層魅力ある景観を楽しめる場所とすることに成功している。
- 四季折々で移り変わる風景を眺めながら、旬の果物や素材を使用したお菓子を通して、心が落ち足りる時と場所を提供していきたいというお店のコンセプトを、景観を取り込みながらまさに表現されていると言える。

第3回やまがた

広告景観コンテスト

【屋外広告物実作部門】

山形県知事賞